

事 務 連 絡
令和3年8月20日

都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に係る確実な周産期医療体制の確保について
(確認依頼)

新型コロナウイルス感染症対策については、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、新型コロナウイルス感染症に係る確実な周産期医療体制の確保については、「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」（令和2年3月1日付け事務連絡）「新型コロナウイルス感染症に対応したがん患者・透析患者・障害児者・妊産婦・小児に係る医療提供体制について」（令和2年4月14日付け事務連絡）「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和2年6月19日付け事務連絡）において、新型コロナウイルスに感染した妊産婦（疑い妊産婦を含む）の状態や新型コロナウイルス感染症の重症度を考慮して受け入れる医療機関の設定等を進めていただいている所です。そういった中、令和3年8月17日、千葉県において、自宅療養中の新型コロナウイルス感染妊婦が自宅で早産となり、新生児が死亡する事例が発生いたしました。

現在の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況及び搬送困難事例が増加していることを踏まえ、今後の同様の事案の再発防止のため、至急、新型コロナウイルス感染症に係る確実な周産期医療体制の確保について、改めて周産期医療協議会等において、関係者間で確認・共有し、連携体制の強化を徹底して頂くとともに、関係医療機関への周知を遺漏なきようお願いいたします。

また、確認した新型コロナウイルス感染症に係る周産期医療体制について、別添の調査票に回答してください。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る周産期医療体制の確保のために実施いただく事項については、関係者と調整の上、改めてお示しすることを申し添えます。

記

- 妊産婦については、新型コロナウイルスに感染した場合には、専門性を有する集中治療が必要となる可能性が高くなる。このため、地域において、妊産婦等の専門治療を実施でき、かつ、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れも可能である医療機関を設定し、そういった患者が発生した場合には当該患者が速やかに受け入れられるよう、当該医療機関と必要な調整を行った上で、搬送体制の整備及び病床の確保を行うとともに、ほかの医療機関への周知を行うこと。（令和2年3月1日付け事務連絡）
- 病床の確保においては、想定以上の人員体制が必要となりうることなども想定して、確保する病床の余裕を持たせること。（令和2年6月19日付け事務連絡）。
- 地域の関係者を含む周産期医療協議会等を活用して、以下に示す事項について、改めて、確認・協議等を行うこと（「新型コロナウイルス感染症に対応したがん患者・透析患者・障害児者・妊産婦・小児に係る医療提供体制について」（令和3年4月14日付け事務連絡）

以下に示す（1）周産期医療協議会等において協議を行う事項、（2）都道府県調整本部に係る事項、（3）各医療機関へ周知を行う事項の3点に関して、ご対応いただきたい。

（1）周産期医療協議会等において協議を行う事項

- ① 新型コロナウイルスに感染した妊産婦の状態（合併症の有無、妊娠週数等）や新型コロナウイルス感染症の重症度を考慮した、受け入れ医療機関の設定や輪番等の構築。
- ② 母体搬送、新生児搬送等が必要となった場合の搬送手段。
- ③ 妊婦健診や分娩を取り扱う医療機関の医療従事者が新型コロナウイルスに感染し、一時的に当該医療機関における外来診療・入院診療等が困難となった場合等を想定した当該医療機関への医療従事者の派遣の検討。

※留意事項：○ 新型コロナウイルス感染症対策を協議する協議会とも連携すること。

- 周産期医療協議会等の開催に関しては、参加者はオンライン等を利用し、新型コロナウイルスの感染拡大防止及び参加者の業務軽減に努めること。

○妊産婦における医療提供体制を構築することが目的であること

から、周産期医療協議会での協議にかかわらず、関係団体、専門家等との個別の協議等、他の方法によっても構わないので早急に体制の構築を行っていただきたい。

(2) 都道府県調整本部等に係る事項

災害時小児周産期リエゾン、周産期の専門家等に対し必要に応じて都道府県調整本部等への参加を要請する。災害時小児周産期リエゾン、周産期の専門家等は、(1)①の想定において、妊産婦・新生児等の搬送及び転院が必要となった場合は、医療機関間での搬送、転院調整を行うこととする。

(3) 各医療機関へ周知を行う事項

各都道府県は、日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会・日本産婦人科感染症学会から発出される情報を参考にし、各医療機関への周知を行う。

- 令和三年度の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金においては、令和二年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症疑い患者の診療を行う救急・周産期・小児医療機関に対して、設備整備の補助を盛り込んでいるため、これを積極的に活用いただき、新型コロナウイルスに感染した妊産婦（疑い妊産婦を含む）の受入れ医療体制を整備すること。（令和2年6月19日事務連絡を一部時点更新）

【調査票の提出】

- 別添の調査票については、令和3年8月20日時点の確認状況を、令和3年9月3日（金）までに以下のメールアドレスまで送付してください。
shusanki_iryoku@mhlw.go.jp

(参考)

「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）」の移行について」（令和2年3月1日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601816.pdf>

「新型コロナウイルス感染症に対応したがん患者・透析患者・障害児者・妊産婦・小児に係る医療提供体制について」（令和2年4月14日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000622010.pdf>

「今度を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和2年6月19日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000641692.pdf>

令和2年4月23日時点の周産期医療提供体制アンケート結果（都道府県別）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000664799.pdf>

令和2年5月19日時点の周産期医療提供体制アンケート結果（都道府県別）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000635747.pdf>

令和2年9月28日時点の周産期医療提供体制アンケート結果（都道府県別）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000688878.pdf>

令和3年1月18日時点の周産期医療提供体制アンケート結果（都道府県別）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000740469.pdf>

問い合わせ先

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

電話番号：03-3595-2185